

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年7月1日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

議決事項

第1 議案第22号 墨田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

報告事項

第1 すみだ郷土文化資料館の燻蒸作業等に伴う臨時休館について(資料1)

第2 新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について(資料2)

議案第22号

墨田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和3年7月1日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

墨田区文化財保護条例第28条に規定する文化財保護審議会の開催において、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合に、委員を招集することなく開催できるよう、墨田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する必要がある。

墨田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

墨田区文化財保護条例施行規則（昭和57年4月1日墨田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p><u>（書面及びオンラインによる審議）</u> <u>第16条 墨田区文化財保護審議会の会長</u> <u>（以下「会長」という。）は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、会議を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）による審議（以下「書面審議」という。）及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による審議（以下「オンライン審議」という。）により会議を開催し、又は当該審議の方法により一部の委員を会議に参加させることができる。</u> <u>2 書面審議及びオンライン審議における前条の規定の適用については、書面審議にあつては議案に対する賛否を記した書面を提出した者を、オンライン審議にあつては当該方法により参加した者を、それぞれ会議に出席したものとみなす。</u> <u>3 会長は、第1項の書面審議を行ったときは、審議の内容及び結果を前項の規定により会議に出席したものとみなされた委員に報告しなければならない。</u> <u>（審議会への委員等以外の者の出席等）</u> <u>第17条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席若しくは前条第1項のオンライン審議の方法による参加を求め、その意見を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</u> <u>（委任）</u> <u>第18条 この規則の施行について必要事項は、教育長が定める。</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第16条 審議会の会長は、必要があると認めるときは、会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者から資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第17条</u> 〔同左〕</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

すみだ郷土文化資料館の^{くんじょう}燻蒸作業等に伴う臨時休館について

1 臨時休館日とする日

令和3年9月7日（火）から9月9日（木）の3日間

2 目的

虫害・カビ等によるすみだ郷土文化資料館の収蔵資料の劣化・汚損を防ぐため燻蒸作業を実施する。また、特別収蔵庫を除く、資料館全館の殺虫消毒を実施する。

作業は人体に有毒なガスを使用するため、来館者の安全確保を図り、閉館とする。

3 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第7条第2項

4 区民への周知

区のお知らせ8月21日号及びホームページに掲載する。

※上記の臨時休館日を含む9月6日(月)定期休館日～9月9日(木)の休館について案内する。

新型コロナウイルス感染症対策における教育施設等の対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年6月21日から、東京都が「まん延防止等重点措置」へ移行すること及び、本区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、以下の施設等について、対応方針を定める必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年6月18日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応方針について

(1) 区立幼稚園、小中学校

教育活動を継続する。

(2) 学校施設貸出（旧学校施設含む）

令和3年6月21日から7月11日までの間、午後8時まで貸出しを行う。

（ただし、旧向島中は、7月1日から校庭のみ貸出しを再開する（各日午後4時～午後8時（水、木は午前9時から午後8時まで））。

(3) すみだ郷土文化資料館

通常どおり開館する。

(4) 立花大正民家園旧小山家住宅

通常どおり開館する。

(5) すみだわんぱく荘

利用を継続する。

(6) 放課後子ども教室

事業を継続する。

(7) 区立図書館

令和3年6月21日から7月11日までの間、午後8時まで開館する。

（ただし、休館前と同様、閲覧席の間隔を空けたり、1時間以内の利用要請を行うなど、感染予防対策を徹底して開館する。）

※ 上記の_____部分は、今回の「まん延防止等重点措置」への移行に伴う変更箇所